

原子力関連貨物の輸入の承認について

輸入注意事項 19 第 3 号 (19.3.6)

平成 19 年 3 月 5 日付け経済産業省告示第 49 号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記 1 に掲げる原子力関連貨物の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第 4 条第 1 項第 2 号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成 19 年 4 月 1 日以降は、下記により行います。

記

1 対象品目

(1) 核原料物質・核燃料物質

- ① 関税率表の第 26・12 項に該当するウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）
- ② 関税率表の第 2844・10 号に該当するもののうち、天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金（フェロウランを除く。）、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
- ③ 関税率表の第 2844・20 号に該当するもののうち、ウラン 235 を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン 235 を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金（フェロウランを除く。）、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
- ④ 関税率表の第 2844・30 号に該当するもののうち、ウラン 235 を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン 235 を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金（フェロウランを除く。）、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
- ⑤ 関税率表の第 2844・40 号に該当するもののうち、核分裂性同位元素の化合物並びにこれを含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
- ⑥ 関税率表の第 2844・50 号に該当する使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）

(注) この輸入注意事項中、「核原料物質」とは、核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（昭和 32 年政令第 325 号）第 2 条に規定する核原料物質をいい、「核燃料物質」とは、同政令第 1 条に規定する核燃料物質をいう。

(2) ジルコニウムの管

関税率表の第 8109・90 号に該当するもののうち、ジルコニウムの管（原子炉本体を構成するために設計、製造されたものであって、ハフニウムの重量がジルコニウムの重量の 500 分の 1 未満のものに限る。）

(3) 原子炉等

- ① 関税率表の第 8401・10 号に該当する原子炉
- ② 関税率表の第 8401・30 号に該当する核燃料要素（カートリッジ式で未使用の

ものに限る。)

③ 関税率表の第8401・40号に該当する原子炉の部分品

(4) 電離放射線の測定用機器等

① 関税率表の第9030・10号に該当するもののうち、電離放射線の測定用又は検出用の機器（核燃料物質を含むものに限る。）

② 関税率表の第9030・90号に該当するもののうち、電離放射線の測定用又は検出用の機器（核燃料物質を含むものに限る。）の部分品及び附属品（核燃料物質を含むものに限る。）

2 申請者の資格

(1) 核原料物質については、当該貨物を使用する者又はその者から委任を受けた者

(2) 核燃料物質、原子炉等及び電離放射線の測定用機器等（核燃料物質を含むものに限る。）については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第61条第8号に規定する者又はその者から委任を受けた者

(3) ジルコニウムの管及び原子炉等のうち核燃料物質を含まないものについては、当該貨物を輸入しようとする者

3 書面申請手続

(1) 申請書の提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(2) 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。

(3) 申請書の提出部数

輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010）・・・2通及び写し2通。ただし、ジルコニウムの管及び原子炉等のうち核燃料物質を含まないものにあつては、2通及び写し1通

(4) 添付書類

① 申請者の資格を有することを証する書類

(イ) 核原料物質

(a) 核原料物質を使用する者：

当該物質を使用することができる者であることを証する次のいずれかの書類の写し3通。ただし、4)にあつては、正本及び写し2通

1) 原子炉等規制法第57条の8の規定による届出書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書

2) 原子炉等規制法第3条の規定による指定書、原子炉等規制法第6条の規定による変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書

3) 原子炉等規制法第61条の3の規定による許可書及び原子炉等規制法第61条の5の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書

4) 原子炉等規制法第57条の8第1項第3号の規定に該当する場合にあつてはその旨の説明を記載した書類

(b) 核原料物質を使用する者から委任を受けた者：

核原料物質を使用する者についての (イ) (a) に掲げる書類及び委任状の写し 3 通

(ロ) 核燃料物質

核燃料物質を輸入することができる者であることを証する次のいずれかの書類の写し 3 通。

(a) 製錬事業者：

原子炉等規制法第 3 条の規定による指定書、原子炉等規制法第 6 条の規定による変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書

(b) 加工事業者：

原子炉等規制法第 1 3 条の規定による許可書、原子炉等規制法第 1 6 条の規定による変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書

(c) 原子炉設置者：

原子炉等規制法第 2 3 条の規定による許可書（核原料物質、核燃料物質、原子炉に関する法律の一部を改正する法律（昭和 4 3 年法律第 5 5 号。以下「原子炉等規制法一部改正法」という。）附則第 2 項の規定により原子炉等規制法第 2 3 条の規定による許可を受けたものとみなされた場合を除く。）、原子炉等規制法第 2 6 条の規定による変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書

(d) 再処理事業者：

原子炉等規制法第 4 4 条の規定による指定書若しくは承認書、原子炉等規制法第 4 4 条の 4 の規定による変更の許可若しくは承認を受けた場合にあつては変更許可書若しくは変更承認書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書

(e) 核燃料物質使用者：

原子炉等規制法第 5 2 条の規定による許可書、原子炉等規制法第 5 5 条の規定による変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書

(f) 上記 (a) から (e) までの者から委任を受けた者：

委任者が核燃料物質を輸入することができる者であることを証する (ロ) (a) から (e) までに掲げる書類及び委任状

(ハ) 原子炉等及び電離放射線の測定用機器等（核燃料物質を含むものに限る。）

(ロ) に規定するところによる申請資格を有することを証する書類

- ② 海外の売り手からのオファー又はこれに準ずる書類の写し 3 通（ジルコニウムの管及び原子炉等のうち核燃料物質を含まないものにあつては、2 通）
- ③ 申請品目の種類、形状、数量、金額、使用目的、需要者名（設置場所又は工場名）、最終需要者名、必要とする理由等を記載した申請内容説明書 3 通（ジルコニウムの管及び原子炉等のうち核燃料物質を含まないものにあつては、2 通）
- ④ 輸入承認に当たり必要がある場合は、許可書等の原本並びに①から③までに掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。
- ⑤ 提出書類は原則として返還しない。ただし、許可書等の原本は確認後返還する。

4 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、返信用封筒（返信用切手を貼り付けて、あて先を記入のこと。）、委任状（法人代表以外の申請者の場合）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD（3.5inch、2HD、1.44MBフォーマット済みのもの）

（注）外国法人又は外国人の場合は、登記簿謄本又は住民票に代えて所在を証明できる書類

② 郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞ヶ関一丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な「輸入承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

(3) ダイヤルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。

（イ）経済産業省配布の申請書編集ソフトウェア

（ロ）テキストエディタ

（ハ）XMLエディタ

② 受付電話番号

03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。

インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5) 品目コード

AET

(6) 受付窓口

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(7) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日を除く。

* 受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

(8) 添付書類

① 申請者の資格を有することを証する書類

(イ) 核原料物質

(a) 核原料物質を使用する者：

当該物質を使用することができる者であることを証する次のいずれかの書類

- 1) 原子炉等規制法第57条の8の規定による届出書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書
- 2) 原子炉等規制法第3条の規定による指定書、原子炉等規制法第6条の規定による変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書
- 3) 原子炉等規制法第61条の3の規定による許可書及び原子炉等規制法第61条の5の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書
- 4) 原子炉等規制法第57条の8第1項第3号の規定に該当する場合にあつてはその旨の説明を記載した書類

(b) 核原料物質を使用する者から委任を受けた者：

核原料物質を使用する者についての(イ)(a)に掲げる書類及び委任状

(ロ) 核燃料物質

核燃料物質を輸入することができる者であることを証する次のいずれかの書類

(a) 製錬事業者：

原子炉等規制法第3条の規定による指定書、原子炉等規制法第6条の規定による変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書

(b) 加工事業者：

原子炉等規制法第13条の規定による許可書、原子炉等規制法第16条の規定による変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書

(c) 原子炉設置者：

原子炉等規制法第23条の規定による許可書（原子炉等規制法一部改正法附則第2項の規定により原子炉等規制法第23条の規定による許可を受けたものとみなされた場合を除く。）、原子炉等規制法第26条の規定による変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書

(d) 再処理事業者：

原子炉等規制法第44条の規定による指定書若しくは承認書、原子炉等規制法第44条の4の規定による変更の許可若しくは承認を受けた場合にあつては変更許可書若しくは変更承認書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書

(e) 核燃料物質使用者：

原子炉等規制法第52条の規定による許可書、原子炉等規制法第55条の規定による変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書

(f) 上記(a)から(e)までの者から委任を受けた者：

委任者が核燃料物質を輸入することができる者であることを証する(ロ)(a)から(e)までに掲げる書類及び委任状

(ハ) 原子炉等及び電離放射線の測定用機器等（核燃料物質を含むものに限る。）

(ロ)に規定するところによる申請資格を有することを証する書類

- ② 海外の売り手からのオファー又はこれに準ずる書類
 - ③ 申請品目の種類、形状、数量、金額、使用目的、需要者名（設置場所又は工場名）、最終需要者名、必要とする理由等を記載した申請内容説明書
 - ④ 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号(電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。)の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）
 - ⑤ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した交付依頼書（様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。）
 - ⑥ 上記書類のスキヤナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付資料の送り状(以下「送り状」という。)を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。
 - ⑦ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。
なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。
 - ⑧ ⑥及び⑦の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
 - ⑨ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。
* 電子申請時に添付できるファイル拡張子は、以下のとおり。
j p e g、j p g、g i f、p d f、t x t、h t m、h t m l、x m l
- (9) その他、電子申請に係る運用は運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

5 輸入承認基準

当該輸入承認申請が3又は4に従って行われたものであることを確認の上、審査の結果適当と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行うものとする。

6 その他の事項

- (1) 核燃料物質の輸入承認に当たり、当該物質について講じられる防護措置について、資源エネルギー庁長官の確認を受けるべき旨の条件を付すことがある。
- (2) 本輸入注意事項に基づき承認された輸入貨物については、輸入通関後、原子炉等規制法の規定に基づき管理すること。